

協力医療機関について

*この動画は、「VOICEVOX:玄野武弘」
を使用して作成しています。



協力医療機関に関する届出について

協力医療機関との実効性のある連絡体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者・入居者の急変時等における対応を確認し、協力医療機関の名称や当該協力医療機関との取り決めの内容等を指定権者に届け出ることが義務付けられました。

対象サービス

密着特養

- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

グループホーム

提出書類

- ・  [協力医療機関に関する届出書（別紙3）](#) [Excelファイル/43KB]
- ・ 協力医療機関との協力内容がわかる書類（協定書等の写し）

●協力医療機関に変更がある場合

- ・ 変更届出書 様式は[1.人員・運営基準等の変更に伴う届出](#)からダウンロードしてください

届出後に協力医療機関の名称や協力医療機関との契約内容に変更があった場合には、速やかに届出をお願いします。

協力医療機関に関する届出について

協力医療機関との実効性のある連絡体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者・入居者の急変時等における対応を確認し、協力医療機関の名称や当該協力医療機関との取り決めの内容等を指定権者に届け出ることが義務付けられました。

対象サービス

- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

提出書類

-  [協力医療機関に関する届出書（別紙3）](#) [Excelファイル/43KB]
- 協力医療機関との協力内容がわかる書類（協定書等の写し）



●協力医療機関に変更がある場合

- 変更届出書 様式は[1.人員・運営基準等の変更に伴う届出](#)からダウンロードしてください

届出後に協力医療機関の名称や協力医療機関との契約内容に変更があった場合には、速やかに届出をお願いします。

協力医療機関の要件

1. 入所者・入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
2. 当該施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
3. 入所者・入居者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者・入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※ 1～3の要件を満たす協力医療機関を定めてください。ただし、令和9年3月31日まで努力義務となっていますので、1～3の要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、令和9年3月31日までに要件を満たす協力医療機関を確保するための今後の計画を届出書に記載してください。

○ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

※ 1～2の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めてください。

連携することが想定される協力医療機関

在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、地域包括ケア病棟（200床未満）を持つ医療機関、在宅療養後方支援病院等の在宅医療を支援する地域の医療機関

【参考】連携する医療機関として想定される施設基準を満たす医療機関は、地方厚生局のホームページに掲載されているため参考にしてください。

協力医療機関が各要件を満たしているかが確認できない例

• 例 1	「急変時の連絡方法（24 時間体制）や診療体制」が定められており 1. 2. の要件を満たしていることは確認できるが、入院に関する記載がなく、3. の要件について確認できないもの。
• 例 2	「必要に応じた治療」という表現となっており、1. 2. 3. の要件について直接的に確認できないもの。

グループホームの協力医療機関に関する根拠条

現在の根拠条

協定書への根拠条の記載は、
必須ではありません。

松阪市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準条例
(平成25年3月18日条例第1号) 第125条

(参考) 密着特養は同条例第172条

(参考) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年3月
14日号外厚生労働省令第34号) 第105条

(参考) 密着特養は同基準第152条

以前の根拠条や他の根拠条が記載されている一例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日号外厚生省令第37号) 第171条・・・平成18年の改正で削除された条

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成11年3月31日号外厚生省令第40号) 第30条・・・介護老人保健施設の根拠条

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日号外厚生労働省令第39号) 第28条・・・(地域密着型ではない) 特別養護老人ホームの根拠条

協力医療機関協定書のひな型

松阪市のホームページ内

- ・ 集団指導の資料のページ
- ・ 協力医療機関に関する届出のページ
にてダウンロードしていただけます。